

＜ 特定建築物使用開始（該当）届の、「添付書類6」作成例 ＞

※ この場合、該当届等の届出者は全部管理権限を有する者となる。

確 認 書

【所有者の名称】（以下「甲」という。）は、【維持管理権原者の名称】（以下「乙」という。）に対し、【特定建築物所在地】にある【特定建築物名称】（以下「本物件」という。）の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する維持管理について、下記のとおり確認する。

記

第〇条 乙は甲に代わって、本物件に関し下記に掲げる業務を行う。

- ・ 設備の更新等修繕に関する業務
- ・ 維持管理に関する業務 ※1
- ・ 賃貸借契約に関する業務
- ・ ……(略)……
- ・ その他本物件に係る管理行為の全部 ※2

第△条 乙は、本物件の管理の全部に関し、これに関連する行為に必要な全ての権利(権限)を有し、当該行為のために必要と認められる行為については、甲の承認を得ずに行うことができるものとする ※3。ただし、法令により当該権利(権限)を制限される場合はこの限りではない。

平成 年 月 日

甲 【法人所在地、名称、代表取締役名、印】

乙 【法人所在地、名称、代表取締役名、印】

※1 特定建築物の維持管理の業務を行っていること（維持管理業者等に実際の作業を委託する場合を含む。）。また、当該業務には、建築物環境衛生管理基準に従って行う当該特定建築物の維持管理の全てが含まれること。

※2 管理行為（保存行為、利用行為、改良行為）の全ての業務を行うこと。

※3 建築物環境衛生管理基準に従って行う当該特定建築物の維持管理の全てが含まれること。受託者が自らの判断に基づき全ての管理行為を為し得ることが可能であることが明記されている必要がある。